**平成２５年（フ）第７６８号**
神奈川県藤沢市川名２丁目２番４号
債務者　盛　　里美（旧姓三塚）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１１０号**
岡山県赤磐市山陽７丁目１番７―105号
債務者　小山　修三
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１１１号**
岡山県赤磐市山陽７丁目１番７―105号
債務者　小山　照子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１９０号**
岡山市北区今６丁目９番25号アルフィーネ今Ａ―103、旧住所岡山市南区泉田355番地18
債務者　寺見　　健
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１９５号**
岡山市北区上中野１丁目19番36号　中尾ビル604号
債務者　久保　好美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２０４号**
岡山県加賀郡吉備中央町上竹1816番地
債務者　鎌﨑　清子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２１６号**
岡山市中区藤崎672番地14、旧住所岡山市南区当新田490番地１市営住宅35―21
債務者　馬場　明広
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１５４０号**
愛媛県今治市大西町新町甲728―１、申立時の住所東京都江戸川区北小岩６丁目26―８
債務者　冨田　一晃
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３０４０号**
東京都荒川区町屋３丁目22―２―303
債務者　高橋　美希
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２３９号**
静岡市清水区由比町屋原363番地の10
債務者　豊島　政光
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２２号**
愛媛県大洲市東大洲105番地３　喜多荘301号
債務者　永岡　典子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

**平成２５年（フ）第４８７７号**
千葉県松戸市六高台西17―14
債務者　山口　文夏
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３３号**
栃木県栃木市大平町榎本913番地　河合貸家、従前の住所栃木県栃木市大平町富田314番地268
債務者　本山　歓行（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第３８号**
栃木県下野市下古山１丁目16番地５
債務者　小川　泰子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第１０６号**
静岡県浜松市南区遠州浜３丁目２番24―105号
債務者　伊藤　由理
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第２００６号**
大阪市東淀川区北江口１丁目３番１―606号
債務者　村上弥智留
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部